

第20回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：令和元年6月24日（月）8:30～10:15
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
（委員等） 高橋会長、梶川委員、野村委員、萩原委員、服部委員、程委員、牧野委員、
宮本委員、山中委員
磯村専門委員、江口専門委員、小河専門委員、栗林専門委員、
曾根原専門委員、三宅専門委員
（御欠席： 秋野委員、白井専門委員）
（内閣府等） 宮腰内閣府特命担当大臣、田和政策統括官（経済社会システム担当）、
前田休眠預金等活用担当室室長、松下休眠預金等活用担当室参事官
4. 議事：
 - （1）休眠預金等活用審議会の運営について
 - （2）評価指針（案）について
 - （3）日本民間公益活動連携機構2019年度事業計画の変更について（基盤強化支援事業の
人件費）

※議事（2）より、第20回休眠預金等活用審議会・第1回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ合同会議

5. 議事概要：

○前田休眠預金等活用担当室室長 定刻となりましたので、第20回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

会長が互選されるまでの議事進行は、私、前田のほうを務めさせていただきます。

なお、会議の内容等につきまして、会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますようお願いいたします。

本日は、御都合によりまして、秋野委員、白井専門委員が御欠席、野村委員と、それからまだ見えられておりませんが、程委員が途中で御退席されると伺っております。

そして、程委員、山中委員が遅れて御出席されるとのことであります。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、委員、専門委員改選後の初めての会議となりますので、皆様に簡単に御挨拶をお願いしたいと思います。本審議会の名簿につきましては、資料1として皆様のお手元にお配りさせていただいております。この名簿に沿いまして、委員、専門委員の順で五十音順にお名前を申し上げますので、まことに恐縮でございますが、30～40秒で簡単に自己紹介をいただきますとともに、一言御挨拶をお願いいたします。

それでは、秋野委員におかれましては先ほど申し上げましたとおり本日御欠席でございますので、梶川融委員からお願いいたします。

○梶川委員 ただいま御紹介いただきました、太陽有限責任監査法人の梶川でございます。

私自身は、本審議会は初めて参加させていただくわけでございますけれども、少しこのところ長いこと、民間の非営利活動に関しまして、私どもの専門性、会計の監査であったり、財務報告のあり方であったり、ガバナンスであったり、そういったことを業界的にも私のほうで責任者としてこういう民間公益活動を支援するという視点で活動をさせていただいているという立場で、今回こういった審議会に参加させていただいているということでございます。

パブリックサービスをこれからの時代に迎えて、やはり官だけではなく、民間組織がどのように提供していくかということは成熟した民主主義の社会では非常に重要なテーマとっておきまして、私どもの業界、ともすれば、資本市場で活動されている一般企業を中心に見せていただいていたのでございますけれども、近年、公的な機関も含めてなのですけれども、私のほうではこういったパブリックサービスを提供する組織全般に向かって何らかの社会的貢献ができないかということで活動させていただいて、この委員会でもそういったスタンスで、少しでも皆様のお役に立てればと思い、活動させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、高橋進委員、よろしくをお願いいたします。

○高橋委員 日本総合研究所の高橋と申します。よろしくお祈いします。

私、肩書がチェアマン・エメリタスというわけのわからない肩書になっておるのですけれども、私は去年、65歳になりまして、後任に理事長を譲りまして、名誉理事長ということなのですが、名誉というといかにも引退したイメージがあるので、あえて片仮名でつけました。ところが、エメリタスという言葉が人口に膾炙しておりません。ようやく最近、天皇が上皇になられて、英語の名称でエメリタスということで、ようやくエメリタスという肩書も知っていただけるかなと思っている次第でございます。よろしくをお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、野村修也委員、よろしくをお願いいたします。

○野村委員 中央大学法科大学院で教授をしております野村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私は今、中央大学法科大学院で商法という講座を担当しておりますが、大学教員が30年の経歴でございます、それ以外に今、15年ほどは森・濱田松本法律事務所というところで弁護士も兼務させていただいているところでございます。

私は前回の審議会から参加させていただいておりますので、一応議論の流れは承知しているつもりではありますが、主として組織、ガバナンスとコンプライアンスの部分について

発言と関心を持たせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、萩原なつ子委員、よろしくお願いいたします。

○萩原委員 立教大学の教員をしております、萩原なつ子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

パラレルキャリア時代で、もう一つ、日本NPOセンターの代表理事として現場とのつながりを大事にしながら活動しております。前回に引き続きの審議委員ということですので、社会実験としてのこの休眠預金がしっかりと進んでいくように、私自身も微力ながら力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、服部篤子委員、よろしくお願いいたします。

○服部委員 服部と申します。よろしくお願い致します。

今、同志社大学政策学部にも所属しております。中でも総合政策科学研究科の中にソーシャル・イノベーションコースというものがございまして、そちらを中心に担当させていただいております。そこでは研究と実践の両輪ということで、こういった社会の問題に対してどのような目を持っていくのか、その解決をする担い手を育てていくというコースになってございますので、非常にこの審議会と親和性が高いかなと思っております。

私自身は、NPOということが社会に普及するあたりから、現場で研究と実践ということをさせていただいております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、程近智委員、よろしくお願いいたします。

○程委員 アクセンチュアの程と申します。前回の審議会から引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

今、アクセンチュアという会社にまだ籍を置いておまして、38年いて、今、相談役ということで会社の役回りは3割ぐらいですけれども、基本的にはそれ以外に経済同友会の副代表幹事とか、アカデミアで客員教授をやったりとか、ベンチャーとかスタートアップコミュニティの支援、それにソーシャルセクターの支援ということで、少し従来のアクセンチュアの枠組みから外の活動を中心に行っております。

まずは1～2年だと思っておりますけれども、この制度が実際に回っていくところまで、ぜひお手伝いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、牧野光朗委員、よろしくお願いいたします。

○牧野委員 おはようございます。牧野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長野県の飯田市長でございます。現在4期目でありまして、全国市長会の副会長を務めております。休眠預金活用審議会、引き続きということで、よろしくお願いしたいと思います。経済財政諮問会議の専門調査会の委員もやっておりますが、今回、同会でご一緒

した高橋委員に入っていていただいて、大変心強く思っております。

私自身は、市長になる前は日本開発銀行、今の日本政策投資銀行にいましたので、そういう金融面も一応明るいただろうと思われて審議会に入らせていただいたのかと思いますけれども、まさかここまで一緒にやっていくことになるとは思わなかったのですが、引き受けた限り、しっかり全力で頑張りますので、よろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、宮本みち子委員、よろしく願いいたします。

○宮本委員 放送大学の宮本でございます。

放送大学のほうは、去年3月で定年は退職してしまっていて、今は客員でやっております。研究のほうは社会学ですけども、この研究と、それから社会活動で若者の問題、子供の貧困の問題、あと、人口減少に伴うもろもろの問題にいろいろかかわってやってまいりました。昨年からの続きでございますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

それでは、次に、専門委員のほうからお願いいたします。

まず、磯村歩専門委員、よろしく願いいたします。

○磯村専門委員 フクフクプラスの磯村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

障害者の働き方改革を目標に障害者アート、あとは福祉施設の自主製品を企業様向けにお届けする、そういう事業を運営しております。障害者アートのアートレンタルだったり、そのアートを活用した研修、あとは企業様の周年記念ノベルティー、ギフト等々に福祉の商品を届けるといったことをしております。

地元世田谷で、世田谷まちづくりファンドという、まさしく支援団体の選考委員、それから、それを受けて実際に現場で動く、そういった活動を今までやってきておりました。そういった観点で、現場での仕組みをどのようにうまく活用し得るのかどうかというところを、現場の視点でいろいろコメントさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、江口八千代専門委員、よろしく願いいたします。

○江口専門委員 認定NPO法人ファミリーハウスの江口でございます。よろしく願いいたします。

ファミリーハウスは、都内で、難病の治療のために上京する子どもと家族が滞在する施設を運営しております。今年で29年目に入ります。今は滞在の形がどんどん変わってきて、ハウスを使うのは昔は付き添い家族だけでしたが、今は病気の子どものも一緒に滞在する、遠方の方だけでなく都民も利用するというように、ニーズが変わり、さらに大事な活動になってきていると思います。

私どもはスタッフの数が少なく、たくさんの方のボランティアに支えられて活動しておりますので、自分たちの評価については十分にできていないというのが現状です。

今回、休眠預金の活用の中に評価等、とても大事なことがありますので、ぜひ私たちもどのようにしていったらいいかということも同時に考えさせていただけたらありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、小河光治専門委員、よろしくお願いいたします。

○小河専門委員 おはようございます。小河光治と申します。

現在、子供の貧困対策センター、公益財団法人あすのばの代表をさせていただいております。ちょうど私どもの組織は満4年になりまして、それまではあしなが育英会に長く勤めておりました。今回、前回に引き続き専門委員をさせていただきます。

ずっと子供の貧困にかかわってまいりまして、ちょうどこのたび、まさに宮腰大臣が担当していただきましたが、子どもの貧困対策法も改正をされまして、そのために子供たちの声だとかお母さん方の声を生かして改正することができました。今、草の根で活動している子供支援の団体にちゃんとこの休眠預金を活用していただけるように、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

続きまして、栗林知絵子専門委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○栗林専門委員 おはようございます。豊島子どもWAKUWAKUネットワークの栗林知絵子と申します。よろしくお願いいたします。

私は、前回も、今までもこの委員会に入らせていただいております、その間、実はほとんど発言できていません。私がここにいる意味があるのかなと常に考えていました。しかし、私がやっている地域の活動というのは、実は、昨日もひとり親のお母さんと集まる会、子供たちと遊ぶ。今朝も民生委員として幼稚園の前に立って挨拶をする。本当に地域で人と人をつなげる、多くの地域の人たちがやっているような活動をしています。この休眠預金が、こういうすばらしい専門家の方とともに、私のような一般市民が主体となっている活動、そういう活動が同じテーブルに座り、ともにつくっていく、そのために私がここに居続ける意味があるのかなと思って、今回も引き受けさせていただきました。

これから本当にこの休眠預金が地域の課題に生かされるために、そして、私たちがそういうお金を使って地域のつながりをつくっていくために、その当事者としてここに、これからも皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

白井専門委員におかれては本日御欠席でございますので、曾根原久司専門委員、よろしくお願いいたします。

○曾根原専門委員 皆さん、おはようございます。NPO法人えがおつなげでの曾根原と申します。2期目となります。よろしくお願いいたします。

我々の団体は、都市と農村をつないで両者が笑顔になる、これをミッションに、農村にはさまざまな耕作放棄地とか森林資源とか未活用の資源が膨大にありますから、

それを都市部の特に企業との連携によって活用する、そんなことを行っている団体で
ございます。

ちょっと宣伝になりますけれども、来週、私どもの活動を紹介する本を日経から文
庫として出版することになりまして、『日本の田舎は宝の山』という本でございま
すが、お読みいただければ大変ありがたいです。

また、その中で、この審議会の委員であります牧野市長にも寄稿いただきまして、
出版されます。牧野市長とは中学、高校の同級生のよしみで寄稿をいただいたと、こ
ういう経緯がございまして、この審議会でもたまたま同級生と一緒にだったのでびっ
くりしました。

私としましては、休眠預金をいよいよこれから運用するに当たって、先ほど言いま
したように、日本の農村には資源が膨大に有り余っているので、この資源が有効活用
されるようなシードマネーとしてうまく機能すればいいなと思っております。よろし
くお願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室長 ありがとうございます。

続きまして、三宅峰三郎専門委員、よろしくお願いいたします。

○三宅専門委員 初めまして。公益財団法人キューピーみらいたまご財団の三宅でござい
ます。どうぞよろしくお願い致します。

私、キューピーに長年おりまして、2017年4月にキューピーみらいたまご財団というも
のを立ち上げまして、主に食育活動と子供の居場所づくり、この2つの課題に取り組んで
おられるボランティア活動を助成しようということでスタートいたしました。試行錯誤し
ながら始めまして、ただ、子供食堂を中心とした子供の居場所づくりということを通
じたいという方がたくさんいらっしゃるということで、大変心強く思っておりますし、食
の居場所づくりというふうに言っておりますが、子供食堂をやりながら2年目、3年目と
いうふうにやっていると、そこがまた食育活動の場になっていくというようなことも実感
をしております、休眠預金の活動がそういった分野にも少しでもお役に立てればいいな
と、そんなふうに感じております。

初めての参加でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○前田休眠預金等活用担当室長 ありがとうございます。

それでは、山中礼二委員が御到着されましたので、現在、改選後最初の会議というこ
とで簡単な自己紹介と御挨拶をいただいているところでございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○山中委員 遅れまして申しわけありません。山中礼二と申します。

グロービス経営大学院で起業家向けの教育をしております。特に社会起業家教育の科目
を中心に担当しています。

あと同時に、KIBOWという財団、これは東日本大震災の後に立ち上がった財団ですが、こ
の財団のほうでKIBOW社会投資ファンドというファンドを組成しまして、そちらから起業家

向けにエクイティの投資をしています。東北の被災地で頑張っている起業家に背中を押されるような思いで今に至っています。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

それでは、会長の互選を行いたいと思います。休眠預金等活用法第39条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選で選任をいただくとされております。

委員の皆様にお伺いいたします。どなたか御推薦はありますか。

牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員 ぜひ高橋委員にお願いしたいと思います。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

野村委員、よろしく申し上げます。

○野村委員 私も高橋委員にお願いしたいと思っておりますが、高橋委員はこれまでの国の政策に精通されておられますし、また、プロジェクトマネジャーとしての御経験も豊富ですので、ぜひ高橋さんをお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

牧野委員、野村委員より、高橋委員を会長にとの御発言がございましたけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○前田休眠預金等活用担当室室長 それでは、高橋委員に休眠預金等活用審議会会長に御就任いただくこととなりました。

高橋委員におかれましては、こちらの会長席のほうにお移りいただければと存じます。

(高橋会長、会長席に移動)

○前田休眠預金等活用担当室室長 それでは、高橋会長に一言御挨拶をお願いいたします。

○高橋会長 ただいま御推薦いただきました高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、日本総研の業務を通じて、あるいは経済財政諮問会議の委員を6年間務めさせていただきました関係で、全国各地で社会的課題を含め、さまざまな課題に直面する現場を見る機会をえました。自助、公助、共助のバランスのあり方は分野や課題によってさまざまだと思いますけれども、民間の活力、それは人もそうですけれども、資金もそうですが、民間の活力をいかに引き出すかが大事であるということ、同時に、共助の厚みを強化していくことが一層大切になるということを実感してまいりました。民間で眠っている預金を社会課題の解決に活用するというこの制度は、私は、新しい共助の形として極めて革新的なものだと思います。また、社会課題解決の担い手を増やし、裾野を広げることで助けが必要な人が助けを求めやすい社会、あるいは誰かに必要とされる実感のある幸福感の高い社会への転換点となる可能性も秘めていると思います。

立法の過程から今年度に運用が本格的に始まるこの時点まで、前体制の審議会が果たされてきた役割は大変に大きいと思います。深く敬意を感じると同時に、新たな体制で会長

を担う重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

委員、専門委員の皆様の御協力をいただきながら、審議会の役割がしっかりと発揮され、休眠預金等活用制度がよいものとして定着していくよう、私も貢献、努力してまいりたいと思いますので、どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行は、高橋会長にお願いいたします。どうぞよろしく願いします。

○高橋会長 それでは、議事の1つ目でございますけれども、会長代理の指名でございます。休眠預金等活用法第39条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとなっておりますので、会長代理を指名させていただければと思います。

前の体制に引き続き、程委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○程委員 はい。よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

程委員におかれましては、会長代理席にお移りいただければと思います。

(程会長代理、会長代理席に移動)

○高橋会長 それでは、程会長代理に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○程会長代理 ちょうど2年前にこの委員会が始まりまして、あっという間の2年間でしたけれども、特に後半の1年は中身の濃い議論ができたのではないかなと思います。

いろいろと議論した中で、壮大なる社会実験という言葉が小宮山前会長からもありましたように、我が国にとって、ある意味では初めてで、かつ、非常にいろいろな視点から注目されている取り組みだと思います。そんな中、この委員会が今回、構想段階から実行段階に入るということで、ますます重要な役割を担うことを、私自身も重責を感じておりますし、ぜひ皆様の御協力のもとで、国民にちゃんと届く善意が拡大して、今回、5年の取り組みですけれども、できれば永続的にこの仕組みが動いて、ソーシャルセクターの育成または拡大につなげたいというふうに思いますので、皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

運営規則、ワーキンググループ、参加規程、この辺のお話をさせていただきたいと思いますが、休眠預金等活用法第35条第2項は、審議会の事務の一つとして民間公益活動促進業務の実施状況の監視を規定しております。本年度から休眠預金等活用制度が本格的に運用されることを踏まえ、民間公益活動促進業務の監視の中立性・公正性を確保すべく、専門委員のみから構成するワーキンググループを設置するとともに、審議会参加規程を改正するというところで、事務局より運営規則の改正案、ワーキンググループの設置案、

参加規程の改正案について、説明をお願いします。

○松下参事官 御説明いたします。

資料2は、この審議会の運営規則の改正案でございますけれども、前の体制から形式的な修正にとどまっておりますので、時間もございませんので、説明を省略させていただきます。

資料3「休眠預金等活用審議会ワーキンググループの設置について（案）」について、御説明させていただきます。

審議会が担う事務につきましては、法律の第35条に規定されておりますけれども、その一つに、民間公益活動促進業務の実施状況の監視というのがございます。今年度から指定活用団体による民間公益活動促進業務が開始しましたので、審議会でのこの業務の実施状況の監視という事務が今年度から本格化することになります。

そこで「1. 設置の目的」でございますけれども、審議会における業務の実施状況の監視や重要事項の調査審議に資するため、会長が指定する事項に関しまして、資金分配団体や民間公益活動団体に関する現状ですとか課題等の調査を行い、審議会に報告することを目的として、運営規則8条に基づいてワーキンググループを設置するとしてございます。

「2. 構成員等」ですけれども、ワーキンググループは審議会の専門委員により構成すること。主査を置くこと。主査は会長が指名すること。主査不在の場合の職務代理についてですとか、ワーキンググループは会長の同意を得て主査が招集すること。専門委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができること等を規定してございます。

「3. 公表等」につきまして、議事録を作成し、公表すること。資料を公表すること。議事録や資料について、全部または一部を非公表とすることができること等を定める案としてございます。

資料2と資料3に関しまして、補足でございますけれども、議事録の公表についてそれぞれ規定してございますが、関連しまして、動画の事後公表について、口頭で恐れ入りますけれども申し上げます。

審議会の動画につきましては、迅速な議事内容の公表ですとか透明性の観点から、従来、審議会終了後速やかにホームページに動画を掲載してきておるところでございます。これは引き続き、前の体制と同様に公表させていただきたいと思っております。本日分も公表させていただきたいと思っておりますので、御承知おきください。

一方、ワーキンググループにつきましては、民間公益活動促進業務に関した現場の状況について、多様な方々からのヒアリングなども通じて情報収集を行っていくこととなります。忌憚のない意見交換を確保するという上でも、動画は収録も公表もしないこととさせていただきます。

一方で、ワーキングについて、議事録は速やかに公表するという事で透明性を確保してまいりたいと思っております。

これらについて、運用上の扱いということで補足させていただきました。

続きまして、資料4と5、審議会参加規程の改正案について御説明いたします。

資料5をご覧くださいませでしょうか。青い色がついているものでございまして、先ほども申し上げましたけれども、法律の35条は審議会の事務の一つに民間公益活動促進業務の実施状況の監視を規定してございます。今年度から本格化することも踏まえまして、今般、審議会の参加規程を改正し、業務の監視の中立性・公正性を確保するため、大きく2つの措置を講じることとしてございます。

I. ですが、指定活用団体等の役職員等への兼職の制限につきまして、参加規程の改正案新第1条で次のようなことを規定してございます。まず、審議会の委員、専門委員は、指定活用団体の役職員、評議員、設立者、外部専門家を兼ねることはできないということ。審議会の委員、専門委員は、資金分配団体または実行団体の役職員、評議員、設立者を兼ねることはできないこと。ただし、これらの団体について、外部専門家を兼ねることはできるということ。その場合であっても、報酬等や勤務形態から役職員と同視される場合には兼ねることはできないということとしてございます。

II. ですが、審議会の委員、専門委員に次のような事項について申告をいただいて、最後の2行「こうした」というところですが、こうした自己申告に基づき、審議事項や調査事項に特別の利害関係を有すると審議会が判断した委員、専門委員は、審議、議決、調査から除外するというようにしてございます。

申告いただく内容としまして、任命日、2019年6月11日より3年以内に所属していた団体、在任中に所属している団体の名称、役職名、所属機関、みずからが設立者である団体の名称、設立日、また、これ以外にみずからが所属する団体について、その職務と利益相反が生じるおそれがあるなど、審議事項に関する判断または調査の中立性・公正性の確保に議論を生じるおそれのある事情がある場合、その内容を申告することとしてございます。

資料4は、資料5の内容を文字として規程にしたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、委員、専門委員の皆様から御質問等があればお願いいたします。御発言される方は、名札を立てていただき、私から指名の後、御発言ということでお願いいたします。どなたかございますか。よろしゅうございますか。

それでは、休眠預金等活用審議会運営規則、休眠預金等活用審議会ワーキンググループの設置及び休眠預金等活用審議会参加規程について、原案のとおり決定したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋会長 それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、休眠預金等活用審議会ワーキンググループの設置に従い、ワーキンググループの主査を私から指名させていただきたいと思っております。

三宅専門委員をお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○三宅専門委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。

三宅主査、一言御挨拶をお願いします。

○三宅専門委員 御指名いただきまして、ありがとうございます。

先ほども少し御挨拶の中で申し上げましたが、現場の課題とか声を専門委員の皆様としっかりと議論して、この委員会に御報告できるように、しっかりと務めてまいりたいと思います。高橋会長の御指示と、それから専門委員の皆様の御協力を、よろしくどうぞお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

また、ワーキンググループの設置に従い、主査代理を私から指名させていただきます。

小河専門委員にお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○小河専門委員 承知いたしました。

○高橋会長 ありがとうございます。

小河主査代理、一言御挨拶をお願いします。

○小河専門委員 今回、主査代理に任命いただきました小河と申します。

先ほどもお話をしましたように、私はずっと子供の貧困の分野で長く子供たち、あるいはお母さん方、保護者の方々のいろいろな状況を見ておりまして、今回、先ほど申しましたように、子どもの貧困対策法、議員立法で全ての国会議員の皆さんで改正していただいたわけなのですが、子供を支える側の支援団体、こういった団体、いろいろな団体に伺わせていただくと、本当に支援をする側が非常に今、貧困状況というか、つらい厳しい状況に置かれているという現状もあると思います。

今回の休眠預金の活用、いよいよこれから始まると思いますが、そういう支援をする側の皆さんにも、何らかの支えになるような預金が活用されるように私も努力したいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

ここで、議題1を終了し、議題2に移りますけれども、その前に、日本民間公益活動連携機構の二宮理事長が入られますので、少しお待ちください。お願いいたします。

(日本民間公益活動連携機構入室)

○高橋会長 それでは、これより、第20回休眠預金等活用審議会・第1回ワーキンググループ合同会議として審議を進めさせていただきます。

宮腰大臣が御到着されておりますけれども、ここで報道関係者が入ります。少しお待ちいただければと思います。

(報道関係者入室)

○高橋会長 それでは、ここで、宮腰大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○宮腰大臣 皆さん、おはようございます。

本日は朝早い時間帯から、まことにありがとうございます。内閣府におきまして、休眠預金等の活用を担当しております宮腰でございます。なお、今ほど小河専門委員から子供の貧困対策というお話もありましたが、実は子供の貧困対策も担当しております、宮本委員には有識者会議の座長としていつもお世話になっておりまして、本当にありがとうございます。

本日、高橋進会長のもと、新たな体制で審議会の議論を開始いただきました。皆様方には、非常に御多忙の中、委員及び専門委員をお引き受けいただいたことに、まず心より感謝を申し上げたいと思います。

休眠預金等活用審議会におきましては、2017年4月に設置されて以降、我が国で初めてとなる休眠預金等活用制度の運用に向けて、基本方針の御議論や指定活用団体の面接や事業計画の策定など、まさに精力的に御議論をいただいております。

本年度からいよいよこの制度のもとで助成等が動き出します。先日開催をいたしました国際シンポジウムでも実感しましたが、休眠預金を活用し、社会課題の解決につなげる仕組みは極めて画期的であると考えております。この制度がより活用され、国民の皆様によいものと実感していただけるよう、政府もしっかり環境整備を進めてまいります。

特に本日御議論いただく評価のあり方につきましては、私はこの制度の成否を左右する重要な鍵であると思っております。

そのほか、審議会には、休眠預金を使って助成等を行う民間公益活動促進業務が円滑になされているか、実施状況をチェックいただく役割も担っていただいております。委員及び専門委員の皆様におかれましては、この制度が実効性の高いものとなりますよう、御専門の立場から忌憚のない御意見、御議論をくださいますようよろしくお願い申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、ここで、報道関係者の方には御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○高橋会長 それでは、議事2、評価指針案に移ります。

日本民間公益活動連携機構より、資料6の評価指針案について御説明いただき、その後、委員、専門委員の皆様から御発言をいただき、意見交換としたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○二宮理事長 皆様、おはようございます。日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の二宮でございます。審議会の審議に先立ちまして、本日、初めてお目にかかります委員の方々もいらっしゃいますので、私どもの紹介を含めまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。着席をさせていただきます。

JANPIAは、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりへの触媒に、これを合い言葉に、当財団の名称にもありますように、さまざまなステークホルダーとの連携、協働を通じて、

休眠預金活用による民間公益活動の促進という我が国初の社会実験に日々取り組んでいるところでございます。

3月の審議会におきまして、事業計画について御説明を申し上げ、認可を得て以降は、資金分配団体の公募に着手をして、全国10カ所で12回にわたる公募説明会を開催いたしました。現在、公募申請の受付期間となっております。先週末時点で24件の応募を受け付けておるところでございます。本日御説明する評価指針案並びに基盤強化支援事業の人件費につきましてですけれども、多くの専門家、また現場に近いところの皆様のお意見をいただきながら、策定を進めてまいりました。

審議会委員の皆様からも御忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いです。本日はどうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○鈴木事務局次長 それでは、私、事務局の鈴木から、評価指針についてポイントを御説明させていただきます。

まず、資料6-1をごらんいただきたくお願いします。ページは1ページ目です。JANPIAでは、基本方針に基づきまして評価指針を策定することになっています。この基本方針では、資金分配団体、実行団体は、全ての事業において社会的インパクト評価を実施することが求められています。JANPIAでは、この基本方針に基づきまして、社会的インパクト評価のガイドラインとして評価指針を定めることとしています。現在、お手元の評価指針はドラフトでありまして、これを6月末を目途に仕上げていきたいと思っております。

次のページをお願いします。2ページ目です。これが評価指針の構成案でございます。この構成案に沿って、次ページからポイントを御説明させていただきます。

次のページをお願いします。社会的インパクト評価については、その捉え方は多種多様でございます。この制度での社会インパクト評価の考え方は、ここに記載のとおりでございます。民間公益活動を実施することで受益者やその取り巻く環境がどのように変化したのか、時間を追うごとに短期・中期・長期でその変化を見て、社会に影響を及ぼしたかをはかっていくと。その測定につきましては、定量面だけではなくて定性面、あるいはそれらの組み合わせも想定しております。

評価の必要性和意義について、ここで3点記述しております。国民の資産を活用することになりますので、その事業の成果等をわかりやすく国民に伝える説明責任があります。それによって国民の理解も得るということにつながります。

評価は、事業や組織運営の効率化などで非常に有効でございます。また、組織の成長とかそこで働く人たちのモチベーションにもつながります。

加えて、厳正な評価を実施することで、民間公益活動全体の質や信頼度を向上させて、新たな資金源や人材の獲得への貢献も期待されます。また、その評価からの学びを共有することで、国民の知的財産化も期待されます。

次のページは、評価の枠組みと全体像です。評価指針は資金分配団体と実行団体が実施

する評価の枠組みを定めるものとしています。資金分配団体、特に実行団体は多種多様な組織が想定されますので、評価指針では、それぞれの実情に合わせて評価に取り組めるよう、工夫、配慮していきます。

次のページをお願いします。この制度の評価の特徴を御説明いたします。基本は自己評価です。それぞれの団体が自己評価を実施していくこととなります。その上位組織が自己評価に基づいて成果の点検・検証を実施することで、評価の信頼性を確保していきます。また、大規模な事業とか重要な事業、国民の関心の高い事業等は、JANPIAと資金分配団体、実行団体による協議のもとに、第三者評価や外部評価も実施していきます。

評価方法についての研修等の伴走支援にも注力していきます。その中核を担う資金分配団体のプログラムオフィサーの役割は重要であり、その基盤強化支援も実施していきます。評価は事前、中間、事後、追跡評価とあります。追跡評価については、解決に時間を要するような社会課題の事業の場合について、関係者の協議に基づいて実施します。

ここに記載のとおり5つ共通原則を掲げております。評価については、多様なやり方があると思いますが、この5つの原則は全てに共通事項として捉えております。この中でも多様な関係者の参加、連携、協働につきましては、例えば実行団体につきましては受益者である方々の評価への参画、これが非常に重要だと考えております。また、資金分配団体における伴走支援等の評価につきましては、実行団体からきちんとフィードバックをもらうというようなことも重要だと捉えています。

ここでちょっと訂正させていただきます。透明性のところで言葉が抜けておりました。「正確かつ誠意ある」の後に、報告・説明を行うということの報告・説明が抜けておりました。おわびして訂正させていただきます。

それから、重要性、比例性については、評価すべき項目とか重要なものに絞ると。また、事業予算とか事業規模、そういうところを考慮して、メリハリのある評価を実施していくということで、規模の小さい組織にも配慮しております。

次のページをお願いします。社会的インパクト評価の要素としましては、ニーズ、セオリーの分析、プロセス分析、アウトカム分析があります。ここでは事業の流れに沿って、ニーズ分析、セオリー分析、プロセス分析、アウトカム分析というふうにしてありますが、実際にはそれぞれのステージごとに複合的に使われることとなります。選定時や事前評価の段階では、ニーズ分析、セオリー分析を行って、どのような社会課題に対して、どのように、どんな事業で課題解決に当たるかという事業設計が中心となります。中間評価終了時につきましては、プロセス分析が中心となります。事業の進捗のモニタリングを中心に行われます。最終のアウトカム分析につきましては、成果の測定、それから、振りかえりによって効率性などを見ていくということも含まれております。

成果の測定につきましては、右下にございますとおり、さまざまな手法がございます。実際には、その評価目的とか組織のキャパシティー、また、定量とか定性面なども含めて組織が取捨選択できるようにしていきたいと考えております。

次のページをお願いします。評価基準は、事業の社会的成果について、何をどのように測るかの規準を定めたものです。ここには事例としまして実行団体のケースを出してはいますが、実行団体と資金分配団体、両方ともほぼ共通のものと認識できます。違いとしましては、資金分配団体は実行団体を複数抱えますので、その複数の実行団体の包括的管理と、それら個々の実行団体から上がってくる成果を総和として測っていく、評価していくことがポイントとしてあります。

2つ目は、実行団体の組織基盤の強化とか伴走支援の成果に係る評価も、プロセス分析を中心に実施していきます。

その中に、プログラムオフィサーの活動についての評価も組み込んでいくこととなります。

いずれにせよ、資金分配団体が実行団体に対して評価事項を共有化し、上から目線にならないように対等な形で対話していくことが重要となります。

次のページをお願いします。この図は事業全体と進捗管理、評価及び報告の全体像を示しています。事業の進捗について、6カ月ごとに実行団体は自己評価結果を資金分配団体に報告します。それを受けて、資金分配団体は点検・検証し、その自己評価結果をJANPIAに報告します。JANPIAはそれを点検・検証します。このプロセスで自己評価の信頼性を担保していきます。ここでは3年の複数年度事業のケースを出しておりますが、3年事業の場合、中間地点で中間評価を実施します。事業終了後は事後評価を実施し、その結果を事業完了報告書にて関係者に報告することになります。事業完了報告書については、お手元の評価指針の第8章に掲載されています。いずれにせよ、説明責任、アカウンタビリティを果たすために、評価結果等について、節目ごとに公表等を実施していきます。

次のページをお願いします。評価の活用についてです。ステークホルダーへの説明責任は当然ながら、それから、節目ごとの評価によって、業務あるいは事業のPDCA管理がこれによって実現されます。それが組織や事業の改善につながっていくと考えております。

この制度に基づく評価の仕組みが導入されることによって、同じような社会課題に取り組んでいる組織にも、この考え方が広がって、結果的にコレクトインパクト、要はインパクトの拡大に向けた連携の広がりが強化されていくということが期待されています。

評価制度で得られた知見、これはポジティブな面もありますし、ネガティブな面もあるかと思えます。JANPIAではこれを構造的に分析し、整理し、データベース化し、民間公益活動全体の底上げに貢献していく所存です。

そのためには、各団体による評価結果、あるいは評価によって収集されたデータやデータ分析内容も支障ない範囲で開示することが前提となります。

次のページをお願いします。私ども、2月からこの評価指針の策定に向けて専門家・有識者へのヒアリング、また、全国の公募説明会にて並行して評価指針の考え方についての説明を行い、そのときに意見交換を実施しました。また、JANPIA内に設置された外部専門家から構成される専門家会議委員からも、この評価指針について御意見をいただいております。

ます。今週27日に第2回の専門会議がございまして、そこでも御意見をいただくことになっております。

次のページです。それらから出てきた主な意見を御紹介します。

評価への期待は非常に高いものもあります。一方、右側のグラフにありますとおり、現場からは非常に不安だと。7割の関係者が社会インパクト評価は経験がないということで、負担感の軽減を求める声が多く寄せられたのも事実です。それから、専門家も含めて、資金分配団体の役割が非常に重要であり、その伴走支援に期待すると。また、この評価の結果、活用も期待を多く寄せられました。

次のページです。評価指針公表後、その理解を関係者に深めていただくために、1つは評価指針についての説明機会を提供したいと思っています。具体的には、選定された資金分配団体への説明ということで、資金提供契約時、10月ごろを目途にこの説明会を開催します。また、実行団体への説明につきましては、資金分配団体と連携し、11月以降開催する予定です。

この評価指針、まだ冗長感とかわかりにくさなどもございます。それらを引き続き改善に努め、加えて、より現場目線のわかりやすい内容、評価手引きを作成したいと考えております。目標は10月です。

今年度の研修につきましては、プログラムオフィサー研修の中でこの評価に関する研修を実施したいと考えております。目標は10月です。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました評価指針案について、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。御意見のある方は名札を立てていただければと思います。

野村委員、お願いします。

○野村委員 恐縮です。私、もうここで中座しなければいけないものですから、先に一言だけ。

今、自己評価に関しては非常に詳細な御説明をいただきまして、これから審議されますので、私自身、退席後にまた意見がありましたら紙をもってお示ししたいと思います。1点、全体の枠組みとしまして、今回の政策そのものですね。休眠預金を活用するという政策そのものについては、我々審議会のほうが監視をするという役割を担っていたかと、法律上たてつけになっておったかと思っております。さらには、先ほどの大臣の御挨拶の中でも我々審議会に対する御期待として、この制度そのものがうまく活用されているかどうかについての審議を尽くすようにという御発言をいただいたところであります。

そういう意味では、私どもとして、この政策全体に対する評価というものについても、今後、検討をしなければいけないかなと思っておりますので、ぜひ審議会の中で、JANPIAさんの自己点検に加えて、審議会としての政策評価についても審議を尽くしていただきま

すよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、程委員、お願ひします。

○程会長代理 まずは短期間にここまで持ってきていただいて、JANPIAさんには、どうもありがとうございます。

数点あるのですけれども、4ページ目、こういった幾つかの階層になって、フィードバックと報告、検証というサイクルを回すのは非常に理にかなっていると思ひますし、6カ月に1回点検されるということなのですけれども、1つは、JANPIAと現場の距離感が離れないために、いろいろとヒアリングなども既に専門家から行っている部分もあると思ひのですけれども、これは何か仕組み上、最初に1回回すまでは、こういう階層的なものでもいいと思ひのですが、できれば2～3回回すうちの中で、二宮さんは企業経営者でもありますので、現場からいろいろな形でフィードバックや、または普通、経営者ですと現場に足を運ぶということも結構あると思ひのです。最初のころはこれを回すだけでも大変だと思ひのですけれども、何か現場に出向く、または現場の資金分配団体を飛び越すという形に、形的にはなるかもしれませんが、そういった形でぜひ、正式にこの図に入れるのはまだコミットできないところがあると思ひますけれども、その辺の現場との距離感。JANPIAができるだけ近く維持するために、何か工夫ができたならと思ひますが、いかがでしょうか。

○二宮理事長 やはり私ども、面接のときも現場から一番遠いという御指摘もあつたりしましたけれども、程委員が今おっしゃっていただいたように、私は企業経営の中で、やはり現場を知ることこそが最も大事で、現場を知る仕組みというのを会社の中でもつくて、やってまいりました。ですから、現場で何が起つて、何が問題になって、何をどうすればいいのかということ、我々経営自身が知らない、何も手を打てないままに事件が起つるといふようなこと、そういったことも経験しておりますので、まだ具体的に現場を知る仕組み、こういうものをJANPIAの中につくるといふことを申し上げられる段階ではないのですが、それは極めて重要なことだと認識しておりますので、また形づくりまして、御報告をさせていただきたいと思ひます。

○程会長代理 ありがとうございます。

あともう一点なのですけれども、8ページ目、評価の報告と活用のサイクルを回していく中、ICTの活用による効率化ということで、これは審議会でも結構議論したところなので、ここはぜひしっかりとやっていただきたいと思ひのですけれども、その際、厚い紙をつくるというよりは、皆さん、最近誰でもスマホを持っていますので、スマホを活用した、特に画像を使うとか、動画を使うとか、そういったある意味では簡易にいろいろな情報とか実態を把握するような仕組みをできるだけ入れていただきたいと思ひます。

海外では随分その辺が進んでいますので、その辺は十分見られて、時代に合つた、または先取りするような仕組みをぜひつくっていただくと、評価される側も負担感が減るよう

な仕組みができるのではないかと思います。

そんな中、ここでICTを活用すると、最後にあった評価の知識とかノウハウを活用するということも非常に連携するところだと思うのですが、専門家のコメントで、失敗も事例として蓄積するという点で、ここは非常にセンシティブだと思うのですが、これができたら非常に画期的だと思いますので、この辺の工夫もぜひしていただきたいと思ひますし、委員会としてもその辺は何かいいアイデアがあったら、専門家の方々も含めて一緒に考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、萩原委員、お願ひします。

○萩原委員 御報告をありがとうございます。

何度か出てきたプログラムオフィサー、一番最後にプログラムオフィサーの研修ということで、1次の審議会でもかなりこの点、重要であるということが出ました。

具体的にこのプログラムオフィサーの研修をどのようにされるのかということ、もし、もう既にプランがございましたら、お願ひしたいと思ひます。

といいますのも、やはり現場に足を運ぶ、あるいはまた、アドバイザーをする立場でもあったりとか、いろいろな人や組織をつないでいく立場、さまざまな役割を担う非常に重要な人でもあると思ひますので、ここが非常に鍵になってくるだろうと。そのときに、余り日本ではプログラムオフィサーという存在が少ないものですから、若手も含めての人材育成ということも、この休眠預金には課されていると思ひますので、そのあたりをちょっと御説明いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木事務局次長 ありがとうございます。

プログラムオフィサーは、資金分配団体において、まさに要で、さまざまな役割を担っています。おっしゃるとおり、企画政策から全体の進捗管理、伴走支援、いろいろな専門家とのつなぎ役とか、最後は評価できちんと締めるということで、さまざまな役割を担っています。教育プログラムにつきましても、現在、日本ファンドレイジング協会と連携しまして、10月末を目標に、いろいろな知見をお持ちの方の総合的な、まず座学から始めようということで今検討しているところでございます。

そのために、どんなカリキュラムがいいのかということで、これもオールジャパン体制でプログラムを構築していこうということで、さまざまな関係者に入っていて、教育カリキュラムの内容の検討をしていこうという、今、準備段階でございます。

加えて、座学だけではなくて、やはりネットワーク化、それからオン・ザ・ジョブ・トレーニングというのも非常に重要な要素でございますので、資金分配団体が決まった後、プログラムオフィサーには座学の終わった後、実際の現場に入っていて、都度、集まってお願ひいただく。あるいはオンラインでネットワーク化しまして、ピア・ラーニングのような形で、いろいろ悩みとか課題を共有し合うようなコミュニティーづくりもしていき

いなと思っております。

以上です。

○萩原委員 ありがとうございます。

私自身も大学院の後、アソシエート・プログラムオフィサーという、プログラムオフィサーをアソシエートするという立場でかかわったこともありましたが、それが非常に大きな自分自身の自信にもつながったりとか、現場を知る機会にもなりましたので、ぜひ若手の単位研修も含めた、そういったことも含めての研修になっていければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○高橋会長 それでは、服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

評価という点から考えれば、非常に申し分がないというふうには思えるわけですがけれども、実際問題、リアリティーはどうかというところについて、若干感じられる違和感について御質問させていただきたいと思います。

1つは、6カ月ごとに評価をして報告をするということのリアリティーとして、現場においては相当な負担があるということと、教科書になるような内容なのですがけれども、こんなに片仮名のニーズ分析、セオリー分析、プロセス分析、アウトカム分析、アウトカムの後はインパクトみたいになっていくわけですがけれども、こういうことを全国津々浦々の方々にお願いしていくということが本当にこの制度の趣旨に合っているのかどうかということが気になります。ですので、教科書としては申し分ないですし、たくさん学べる冊子になっているなど私自身は思いましたけれども、いま一度御検討いただきたいというのが1点。

それから、評価、評価、評価という言葉が本当にそれでいいのかと。中間においてマネジメントをしていく上で、自分たちを見直し、分析をし、議論するという、この一連の行為を評価という言葉で私たちが使っているのかということやいま一度御議論いただきたいなど。この言葉が本当に適切なのかどうかと。これは評価の指針ですがけれども、中に出てくる言葉に対して、何か工夫がないのかなというふうに感じられます。

先ほども4ページの図があったわけですがけれども、もちろんそういう意図はされていないと思いますけれども、受益者がボトムではないわけで、ボトムアップをして報告をしていくというたてつけである必要も、当然ながらないわけですね。そのあたりの図の見せ方の工夫もあってしかるべきではないのかなと感じました。

ここでとても大事なものは、意図しないことが多々出てくるわけですね。現場としましても、評価指標をこうしましょうというふうに行っている中で見えてくるものがいっぱい出てくると、それを柔軟に対応していくというのが今までの評価とは違う話をしているはずですので、そのあたりを意識して設定していただくことを切に希望するところです。

そして、いろいろな比較をされないと、自己評価といっても説得力のある見える化にはならないと思いますので、そのためには本文にもありましたけれども、既存の大学、研究

所等が出している、あるいは国が出しているデータというものが、ここにこうあって、私たちの活動はこういうふうと比較として使えるのですよということも見せていくサイトが先がないと、なかなか自分たちの評価指標は何がいいのかというのが難しいのではないかと思っています。

評価者が大学院生というのは非常にいいなというふうに、先ほどの意見を聞いて思いました。

今のところそんな意見です。よろしくをお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、牧野委員、お願いします。

○牧野委員 よろしくをお願いします。

私も前回から引き続きということで、JANPIAさんには御期待申し上げるところなのですが、一番は、これまでも申し上げてきたように、JANPIAさん自身が全国的な展開を考えたときの網羅性をどうやって担保していくかというところであって、これについては、やはりまだまだこれからなのではないかと思うところがあります。

特にそういった意味で、評価指針案の54ページに地方公共団体の役割について言及がされているのですが、地方公共団体との連携については、ぜひ積極的に考えていっていただきたいなと思うところです。まずは、こういった形でこれからやっていくのだという話を、例えば全国市長会なり全国町村会なりの地方団体に対して説明し、それを通して地方公共団体の首長さんたちに知っていただくということがまず大事ではないかという気がしています。

それから、網羅性を考えたとき、地域によって恐らくいろいろな連携の仕方があって、特徴が出てくる場所ではないかと思えます。全国一律にこうやればこうなるはずだという、先ほど教科書的だと服部委員から話がありましたけれども、恐らくそうはいかないと思えます。地域によって当然いろいろな連携の仕方があって、それによって効果の出方も違って来る。したがって、そういった地域に合ったやり方を模索していく必要が出てくるだろうというところが、期待されているところだと思うのです。したがって、それに合った対応ということでいえば、ここには場の提供とか広報協力などの役割を担うということが書いてありますけれども、これは地方公共団体と実際に話をしてみても、どういうやり方がその地域に合っているのか、どうやったら制度自体の効果を最大化できるのかというのは、やはりその地域地域の中で一緒になって考えていくことが必要になるのではないかと強く感じております。

そのためにはまず第一歩として、JANPIAさんのほうからそういった地方公共団体のほうにアプローチをしていっていただきたいということを、よろしく願いしておきます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、小河専門委員、江口専門委員、磯村専門委員の順番でお願いしたいと思えます。

○小河専門委員 ありがとうございます。

今、先ほどJANPIAの二宮理事長がとにかく現場を知るということを大切にされるということ、とても心強い御発言をいただいたなと思います。私も、先ほどの服部委員のお話と非常にかぶってくる部分があるのですが、そういう意味では現場というサイドに立つと、やはりこの評価のことに關してはとても現場の声がどうかということを思います。具体的に言いますと、11ページのところで、今回、実際に来られた方の中で7割が社会的インパクト評価を実際にしたことがないと。3分の1ぐらいが、社会的インパクトというのは聞いたこともない、あるいはよくわかっていないという声があります。これは多分、ここにいらっしゃった方でこのレベル感ということになると、実際にこれを使おうとしている実行団体、そういう意味では栗林さんが日ごろ接していらっしゃる子供食堂とか、まさにこれは草の根で、今回も一番の事業として草の根の事業に実際は使ってもらいたいということに焦点を当てていると思います。そうすると、先ほど服部委員がおっしゃったように、横文字がいっぱい並んでいると、もうその時点で、最初にこれを見た瞬間に、もうだめだわと。うちはこんなことはとても無理だわというように、最初から敬遠をしてしまうか、あるいは実際に資金分配団体のほうで応募しても、ちょっとこの団体にはこれだけのものをやってもらうのは到底無理ではないかということで、そこで選別されてしまう。排除されてしまうというようなことが起きるのではないかと。

今までの審議の中で、私、この問題についてはずっと何度も同じようなことを申し上げてきたのですが、その心配が改めて現実になってきたと、すごく深く考えるところでございます。

実際にその後のこともちょっと心配なのは、仮にそういう、なかなか草の根でこういう横文字にもなれないような団体が実際に実行団体になったときにどういうことが起きるか。前にも一度申し上げましたけれども、そうすると、こういったものを全部うまくきれいに見せるように、例えばコンサルに丸投げにしてしまうようなことが起きてしまう。あるいは資金分配団体だとかそういう団体が伴走ということで、これはいい意味での伴走だったらいいのですけれども、こうしなさい、ああしなさいということで、これに合ったような方向性に持って行ってしまうようなことになってしまったら、これはそもそも本来の休眠預金を活用してというところからずれてくるという懸念があります。

具体的に言いますと、活動においても、助成事業は草の根活動の支援事業もあれば、新規企画の支援事業、ソーシャルビジネスの形成支援事業、事業もいろいろありますので、例えばソーシャルビジネス系だとか、2番、3番、こういったようなところについてはこのモデルでいけばいいのかもしれませんが、年間予算が400万、500万でやっているような草の根の団体に同じような物差しを当ててしまっているのか。そういったものについても、例えば分けていくとか、そういう方向性を考えていってもいいのではないかと。思って、大変短い時間にこれをまとめていただいて本当に御苦労があったと思うのですが、その上でぜひ御考慮いただければと強く願っております。

以上です。

○江口専門委員 江口でございます。

今の発言と似ているかもしれませんが、小さなNPOは組織基盤が本当に十分ではなく活動して、目の前のことで手いっぱいというようなことがあると思うのですけれども、非常に価値のある活動をされている団体がとても多いと思います。一方で、やはりその活動の評価ということ、可視化するという事は、していかなければいけない。それが内部の組織を振り返る、さらに発展していくことにつながると思うので、そこは大事だと思いますけれども、ここで最後のほうに研修としてプログラムオフィサーの研修ということが出てまいりましたので、これに強く期待するものです。

ぜひ手を挙げた団体・組織が何を目指しているところなのかという、その本質をしっかり見て、伴走していただくというプログラムオフィサーを育てていただきたいと強く願うものです。

あと、言葉尻のような言い方ですけれども、11ページの成功・失敗事例という、今から失敗事例ということを使うという抵抗感だけなのです。言いたいことはとてもよくわかるのですけれども、全部の事例を集めて、それを次につなげていくというようなことだと思えるのですけれども、ちょっとひっかかるころではあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○磯村専門委員 磯村でございます。

資料の9ページのところに情報共有という、この評価のプロセスにおけるいろいろな知見を共有するというのが一つここで明言されていますけれども、その共有のやり方として、なかなか現場レベルですと言語化が難しいということもありますし、言語化にならない、ある意味で人と人とフェース・ツー・フェースでコミュニケーションしていく中で、そういった課題があったのね、そういうふうに現場で苦労したのねというようなフェース・ツー・フェースでの報告合いみたいな、そういった場も一つこのノウハウの知見の共有の一方法として、しっかり団体さんに展開いただけるようにプログラミングいただければなと思います。

草の根の活動の方々、確かに言語化はなかなか難しい。その中で、やはりリアルなコミュニケーションの中ですと、共感し得て、まさしくここに提言されています連携して同じような課題、連携してリソースを持ち寄って、さらに地域における大きな取り組みにつながるということが現場レベルであり得ると思いますので、ぜひこの評価の知見を言語化に加えた何かリアルな、その人の言葉から紡ぎ出されるようなところもネットワーク化を兼ねた取り組みとして展開いただければ、非常にうれしいなと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、曾根原専門委員、三宅専門委員、梶川委員の順でお願いします。

○曾根原専門委員 私も今の同様の意見と関連したコメントを申し上げたいと思います。

私、10年以上ぐらい、たまたま山梨県のソーシャルビジネスやコミュニティービジネスの協議会の会長という職をやったことがあったのですが、その中で、協議会に入っている皆さんと一緒に、実際の活動がどうやって発展してきたかというのをみんなで一度探ってみようということになったことがあって、かなりソーシャルインパクトをもたらした団体も幾つかありましたから、そういった複数の団体を実際の起こりから、最初から現在に至るプロセスをみんなで分析したことがあったのです。そのときにみんなで考えたのは、5つのステップがあるということに、そのときになりました。

一番最初は着想期と名づけました。アイデアを思いつく時期です。ビジネスモデルをつくるのではなくて、着想をするという着想期。2番目が、格好いい言葉で言うとソーシャルキャピタル形成期というふうにつけましたけれども、簡単に言うと仲間集めをする時期です。賛同する仲間が集まってくる時期です。分析してみると、そのころはまだビジネスモデルがないのですね。仲間は集まって、わいわいやっているのですね。そうやっているうちにビジネスモデルが形成されてくる。それがまた成長してきて、すごいソーシャルインパクトを与える団体に成長する。こういうのは結構、女性の団体が割と多いのかな。こういう流れがあるんだなと、みんなで考えたことがありました。

いわゆる草の根支援ということをやれば、着想期とかソーシャルキャピタル形成期の段階から、うまくサポートしてあげたら、芽を潰さないで成長できるのではないかなと思ったことがありました。

その視点で言うと、先ほどの評価軸の話で6ページのところで、社会的インパクト評価の内容とその流れというところで言うと、計画をつくる上でのニーズ分析ということなので、ある意味では3ステップのビジネスモデル形成期から入っている感じのニュアンスではないかなと思います。ですから、その前の着想期という思いつき、熱き思いがふつふつとして着想した段階、プラスアルファ、次のステップとして仲間集めをする時期、これは結構大事な時期なのです。こういう時期の評価というか、どうしたらいいか私もわかりませんが、こういうことも草の根支援ということならばうまく入れてあげたら、活動を始めた初期段階においては非常にありがたいのではないかと思います。それが1点です。

それと、同じ6ページのところでプロセス分析というところがありますけれども、私はこのプロセスというのは、事業を軌道に乗せるときにはとても重要な分析だと思うのですが、ここの中に計画どおりに運用されたかという質問項目がありますが、プラスアルファ、やはり事業を進めていく中で、そのときそのときの状況に照らし合わせて、進捗状況に照らし合わせて、効果的に軌道修正というのは絶対に必要だと思うのです。最初の計画どおりいくなどというのはめったにない。普通の企業経営だって一緒だと思うのですが、そういう視点も入れてあげるとするのはとても

大切なことではないかと思えます。

ですから、そういう項目をこの中に書いてあげるといことも、これから取り組もうという団体のハードルを上げるようなことにならない一つのやり方ではないかなと思えます。

以上でございます。

○三宅専門委員 三宅でございます。

皆さん、大体御意見を言っていたいただいたような中身と同じなのですが、この資金を活用するというところで、中立性と公正性というところに重きを置いていただいて、大変素晴らしいものをつくっていただいたと思うのですが、全般にかたい印象を受けました。特に資金分配団体の方はこなせるのかなと思えますけれども、実際の実行団体の方にこの資金分配団体の方から同じような報告書を求められると、もちろん規模にもよりますが、組織としてしっかりしたところでない、この件に応募するということがそのものが難しくなるのではないかと思えますので、今、御意見もございましたけれども、相手のスタート時点である程度条件をつけないで運用していただく。もちろん続いているかという継続性は追いかけないといけないと思えますが、やはり相手の目的によってハードルを低くしてあげることが必要なのではないかと感じまして、その点だけ強調しておきたいと思えます。

私どもも助成事業をやっておりますけれども、やはり忙しい中でやりながら考えている方が非常に多いものですから、余り求めるものが細かい報告書とかになりますと、最初の時点で手を挙げないと、こういうケースがかなりあるものですから、ぜひ参考にしていただければと思えます。

○梶川委員 もうお時間もありませんので、ごく簡潔に。今日初めて出させていただいているので、誤解もあるかもしれませんが、皆様の話と重複するのでございますが、今回の自己評価を中心に置かれているということ、また、知の創造というようなクリエイティブな面もあって、非常に結構なことではないかと思っております。

ただ、この中ですごく説明責任、自己評価はやはり説明責任が基本でございますが、重要なのでございますけれども、説明責任というのは実行者があくまでも主体なのです。これが多分、今の皆様の御懸念と重なると思うのですが、評価の指針とか規程が決まりますと、むしろその規程のための説明のような形で、みずからが説明しようという意欲が非常に、逆に言えば、ピッチャーとキャッチャーがひっくり返ってしまうような状態で、自分が本来はピッチャーであるにもかかわらず、キャッチャー化してしまうということがよくこの説明責任を果たすためには起こりまして、普通の企業でも、ある種のディスクロージャーのために規程が厳しくなると、その規程までは何とか説明しよう。

今回、これは実行者側の価値の創造ということが非常に重要な評価の体系だと、ここに書かれていると思えますので、そういう意味ではぜひ、実行されている皆様が本当に草の根で自分の行動をクリエイティブに、かつ説明したいんだと、むしろこんないいことをし

ているんだという話がこの評価の過程の中で出てこられるような全体の体系をおつくりいただくと、とても有益なのではないかと。この手の指針というのは往々にして何度か改訂をしていくと完成度が高まって、詳細であり、かつ非常に高度化していくことがあるのですが、むしろ見直すたびに、簡潔であり、容易化するような形ぐらいを思っていたかというのも、時にいいのかなと思ひまして、これは6カ月ごとのフィードバックのようなお話がありましたけれども、指針自身も最初のころは6カ月ごとに一定の見直しなどをしながら、むしろよりわかりやすく、簡潔にぐらいのおつもりで見直していただくということも、最初のステージではとても大切になるのではないかという気がいたしましたので、少し御意見させていただければと思ひました。よろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

皆様の意見、大体出たと思ひます。済みません、予定していた時間も近づいていまして、大臣の御予定もありますので、大臣に一言御挨拶を頂戴できればと思ひます。

○宮腰大臣 挨拶ということでもないので、今日の委員の皆さん、専門委員の皆さん方の御議論をお聞きいたしまして、とりわけ実行団体の皆さん方にとって、この評価基準が入り口規制にならないようにしていただきたいというお話が強かったと思ひます。評価の手引きをJANPIAでつくっていただく際に、特に地方で活躍しておいでになる方々が評価基準クリアのために大きな苦勞をすることがないように、わかりやすい具体的なものにしていただきたいということを、ぜひお願ひいたしたいと思ひます。

それから、先ほど子供の貧困のお話もありまして、飯田市長さんのほうから自治体との連携というお話がありました。今度の子どもの貧困対策法の改正案の中でも、やはり自治体との連携というのは強く打ち出されておひまして、特に附帯決議の中で自治体における調査の実施ということが盛り込まれておひます。貧困実態を自治体として、例えばいろいろな税のデータだとか、福祉関係のデータだとか、実際に持つておいでになるのは県ではなくて市町村なので、そこ連携しないとうまくいかない部分も多いと思ひます。そういう意味で、JANPIAさんのほうで、やはり地方自治体に対する説明とか連携ということをしつかりやっていただきたいと思ひます。

最後にもう一つ、この事業は税金を活用するわけではありません。普通の国民の皆さん方の財産を直接活用させていただくということでありまして、実はほかの、例えば企業主導型保育のために企業に拠出金を出していただいているというケースの場合は、補助金適正化法の対象になります。しかし、この事業は、実は補助金適正化法の対象にならず、会検の検査もありません。つまり、チェックする役割はこの審議会が持っているということでもありますので、不正などが起きた場合に国民の皆さん方から、休眠預金等の活用についての信賴を失ってしまう可能性がある。この信賴を失ってしまうと、けしからんということになるわけでもありますので、そこはやはり使い勝手と同時に、悪質な案件は絶対に出さない。入り口で、制度のスタートのときに仮にそういう問題が起きたら、二度とこの事業がうまく回っていかないということにもなりかねないので、そこはしつかり、両方見な

がらやっていく必要があるのではないかと考えておきまして、ぜひ引き続き、委員、専門委員の先生方の専門知識を生かしたいろいろな御意見をいただくようお願いしたいと思います。

申しわけありませんが、この後、日程がありますので、失礼させていただきます。

(宮腰大臣退室)

○高橋会長 ありがとうございます。

皆さんの意見、それから、大臣からも御発言を頂戴しました。審議会として負わなくてはいけない問題点もありますし、それから、JANPIAへのさまざまなリクエストもございました。JANPIAにおかれましては、本日の意見を踏まえて、評価指針の案について検討を進め、公表すると伺っておりますけれども、二宮理事長から改めて御発言がございましたら、お願いしたいと思います。

○二宮理事長 今の個別の御意見に対しては、何かこちらから発信はよろしいでしょうか。全体的には、今、大臣がおっしゃったように、この3点については本当に基本のところをおっしゃっていただいていたと思いますので、地方公共団体との連携のあり方、そういったところへ出て行って御説明をする。我々はこれが本当に知っていただくということ、その中から行動につながる、その機会をつくっていくというのが私の仕事だと思っておりますので、そういった機会はしっかり持っていききたいと思いますし、大臣が最後におっしゃった、監視の役割を審議会が担うということですから、我々もしっかりと審議会の皆様方には報告、連携をとりながら、常に透明性を持ちながら、また御指示をいただくという、その関係はしっかり基本のところに保ってまいりたいと思います。

また、評価基準が入り口規制にならないようにということ、これもそのとおりでして、それがやはり上から目線というところにつながる、極めて、入り口から閉ざすということになりますから、そのところも改めて注意をしてまいりたいと思います。

議長、ちょっとよろしいでしょうか。私、これから株主総会へ出なければいけないものですから、まことに申しわけなのですけれども、失礼させていただきます。よろしく願います。

○高橋会長 大変ありがとうございます。

議長不手際で、もう10時を随分過ぎているのですけれども、済みません。もう一つだけ議題がございますので、そちらをお願いしたいと思います。

今年3月の審議会でも御議論いただいたJANPIAの2019年度事業計画のうち、保留となっていた基盤強化支援事業の人件費について進展があったと伺っていますので、JANPIAから資料7と事業計画の変更案について、御説明をお願いします。

○柴田事務局長 資料7をごらんください。もう時間がないので簡単に説明申し上げたいと思いますが1枚めくっていただきまして、2ページには、今、お話がありました、今年の3月26日の審議会で事業計画と予算を御審議いただいたのですが、そのときにお示しいた資料でございます。そこで資金分配団体の非資金的支援に係る実行能力の強化支援とい

うところですが、赤字で書いてありますように、人件費の取り扱いについては、詳細な検討を進め、できる限り早期に結論を得るということでペンディングになっておりました。これがその後、私どもで一生懸命検討しまして、内閣府ともよく調整し、議員連盟にもお話を申し上げ、一応こんな方針で考えております。それが次のページでございます。

一番上の箱は、プログラムオフィサーが、この場でも具体的にどういうことかわからないことがあるかもしれないから、よく説明したほうがいいのではないかというお話をいただきました。そういうことで、プログラムオフィサーとはということで、社会や地域の諸課題を俯瞰的に分析し、それらの解決に有効な助成プログラムの策定を行い、助成先に対する伴走支援を中心に、ヒト・モノ・カネ・情報といったさまざまなリソースをコーディネートし、ワンストップで実施のプロセスから成果に至るまでにおいて、助成事業運営の中核的な役割を潤滑油のように果たしていく人材なのだというふうに整理をしてみました。

そして、結論を申し上げますと、次の箱でありますけれども、プログラムオフィサーが行う伴走支援の活動経費については、本来は資金分配団体が負担すべきものですけれども、制度のスタートに際して、直ちにその経費の確保を求めることは困難なので、5年後見直しまでの間は、活動経費の助成を行うという結論に至りました。

そして、具体的な内容、一つ一つ申し上げますが、1つは、活動経費の助成だということです。その中に、プログラムオフィサーの人件費も含めるという考え方で整理をしております。それから、この助成を受けるには、JANPIAが指定または開催する研修の受講が本助成適用の条件となる。研修の今のところ考えているものにつきましては、先ほど鈴木次長から説明を申し上げました。それから、この助成は申請により概算払いを行い、実際に必要となった経費を年度末に精算する。一部にぽんとお金を渡して、あとは渡したきりで使ってもらおうというような捉えられ方もあったものですから、そうではなく活動経費として必要なものについてのみ助成をするのだという整理をしております。

それから、人件費分だけ見ると、上限500万円としてございます。

それから、外部委託が随分質問としてございました。外部委託してもいいのだろうかという話がありました。その考え方を整理したのが次のページでございます。一番上の●を見ていただきますと、プログラムオフィサー、これは資金分配団体の中核的な役割を果たすべき。ですから、当然、みずから確保すべきだという考え方で、原則としては委託する場合には本件助成の対象としないというのがまず基本線でございます。したがって、プログラムオフィサー業務のいわゆる丸投げは認めない。けれども、その資金分配団体でプログラムオフィサー業務の一部を、専門性が不足して完結できないなどやむを得ない場合、その部分について委託費用を本件助成の対象とするということでございます。

具体的にどういうことかということ、助成プログラムの策定とか実行団体の選定など、助成の総括とか全体調整は当然のことながら資金分配団体が行うわけですがけれども、その方針のもとに、助成を実行する段階で評価支援とか研修、運営などの専門的事項について委託する場合にのみ、その費用を本件助成の対象とするということで、そこの右側の黒い線

の下のところに、社会的インパクト評価とか資金自立化支援、教育、人材関係といった例をお示しさせていただいているところがございます。

こういうことで、一定の限定のもとに委託をした場合には、人件費助成の対象とするというふうにしております。

大変恐縮ですが、1枚戻っていただきまして、研修については、先ほど鈴木次長から説明を申し上げました。

もう一つは、助成したらそのお金が生きているかどうかという検証をしていかなければいけないのではないかとということでございまして、3番目でございますが、活動費助成の効果の検証として、評価指針の中で、資金分配団体の自己評価の内容に組み込むことを必須とするというふうにしておりまして、その際には実行団体からの評価も、これは受益者とか利害関係者から見た評価も含むわけですけれども、伴走支援について、そういう方向からの評価も行っていくということで、効果の検証をしていこうと考えております。

駆け足ですが、以上となります。

これにつきましては、事業計画書が、もともと先ほど見ていただいたような形でできる限り早期に結論を得るという形になっており、事業計画書の9をごらんいただきますと、こういうことになっておりますので、それを今申し上げた形で事業計画を変更する。事業計画は、内閣総理大臣から認可いただく形になっておりますので、この方向で内閣総理大臣に事業計画変更の申請をして、そして認可をいただくというふうに持っていきたいなというのが私どもの今の考え方でございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

保留となっていた人件費について、休眠預金活用推進議員連盟の御了解を得たということで、それを事業計画に反映したという内容でした。

特段に御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

山中委員。

○山中委員 いただいた内容に賛成です。その上で1つコメントがあるのですが、議員、行政、審議会がJANPIAの活動の細かいところにまで余り介入をし過ぎると、そうするとJANPIAの方がさらに資金分配団体に厳しい規制をしなければいけないという、何か細かいコントロール、マイクロマネジメントの玉突き現象が起きるようになってはいけないなと感じます。ですので、そこは私たちも謹んでいきたいなと思いながら、今回の案を拝見しました。内容については賛成です。

○高橋会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。どうぞ。

○牧野委員 資料10に書いてあるところで、今、年間800万とありましたけれども、そのうち人件費については1団体当たり年間500万を上限ということなのですね。一応、そういうことですね。

○柴田事務局長 はい。

○牧野委員 わかりました。

○高橋会長 それでは、御意見も出たようですので、意見交換を終了したいと思います。
事務局から発言をお願いします。

○前田休眠預金等活用担当室室長 本日の資料のうち、評価指針につきましては、JANPIAにて、本日の御意見も踏まえた上で確定後、公表させていただきます。

また、JANPIAの2019年度事業計画につきましては、変更の認可に向けまして、速やかに所要の進め、認可後、公表したいと考えております。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございます。